

「福知山市人権ふれあいセンター施設等のあり方懇話会」

第1分科会第2回会議議事録【概要】

日時：平成21年11月30日（月）午後6時～午後8時30分

場所：人権ふれあいセンター堀会館

1 開会あいさつ 委員長挨拶

2 議事録・追加資料

(1) 議事録確認

【委員】議事録の中の補助金説明で数字がないのはどうなのか

【事務局】次回提示する予定である。

－全会一致で承認される－

(2) 追加資料説明

ア 資料10 各市職員体制と施設の状況

イ 資料11 相談事業種別人数

3 懇話

(1) 隣保館事業に関して

【事務局】まず、堀会館の説明を行い、前回約束した議論の柱を説明したい。

【堀会館長】堀会館概要説明

【事務局】分科会での議論の共通事項は、大きく5点ある。

- ① 「差別の実態がある」という意見。施設は差別をなくしていきたいという思いを持って建設してきた経過ある。部落差別が厳しく差別事件もあれば教育、就労、福祉面、生活全般の課題がある。地区のハード的な実態もある。総合的な窓口として隣保館を設置していこうと、同和対策事業を33年間実施してきた。法期限後、ハード事業については一定整理できたが、国の計画にあるように教育・就労・福祉にまだまだ課題がある。これを踏まえて法期限後は、地域福祉の観点を付加した開かれたコミセン・人権ふれあいセンターとして改めて今日に至っているという意見。
- ② 「差別は再生産していない」という意見。差別というのは差別実態を見て差別が差別を生んでいる。昔はあったが、今はなく再生産していない。その上に立って同和対策室の流れの中にある人権推進室は必要ではなく、児童虐待等の問題は福祉部門等専門分野でやってはどうかとの意見。
- ③ 「うらやましい」「逆差別」というご意見。この意見には二通りある。

(1) 逆差別

同和対策事業を実施してきた頃の「逆差別だ」と指摘を受けてきたものと同じ。

特別対策は逆差別だという認識で、部落差別は社会から外された、生活全般にかか

わるものであり、この解決のために特別対策として実施してきたものである。同様に障害者の問題、高齢者の問題、過疎化の問題についても特別対策として行ってきた経過があり、御理解いただきたい。

- (2) また、一方では隣保館、児童館がない学区があるのも事実で、現状において地域恩恵を受けていないという意見。一般対策の不足である。
- ④ 「役割の付加する内容」の意見。設置の経過・目的を踏まえて発展できないか、障害者団体も利用してさらに保護者の会と交流できないか、かつての児童クラブを復活してはどうか、仕事や子育てのワークライフバランスの観点に立った事業ができないかなど、どんな役割をつけていったらいいのかという意見。
- ⑤ 「現状」の意見。職員体制、予算が多いのではないかと、職員に資質の向上を図るべき、公民館と連携して事業を行っていく、事業費投資しているが費用対効果としてどうかという意見。

法期限後の人権ふれあいセンター等は、あらゆる人権問題を解決するために、裏面の凶化のように位置付けている。中心の楕円を人権ふれあいセンター・児童館とし、同和地区の円の中に高齢者や障害のある人、女性、在日外国人、等様々な人権問題を抱えている人が暮らし、複合的に人権問題が存在している。一般地区も同様である。これを地域福祉の観点を付加して、つなげ、解決していこうとしている。

また、一人の子どもにたくさんの課題があり、親の経済力に課題があるならば、人権ふれあいセンターで就労相談を行うなど、この子の課題を専門機関と連携をとって、地区内外問わず対応している。

【委員】綾部市、舞鶴市に取材した。先ほどの追加資料のとおり本市のように際立って多人数でやっているところはない。予算規模からいっても格段の違いがある。法期限後、一般施設としての利用が大きく進んでいると思っていたが、なんで福知山市がこれだけ多くの人員を要し、多くの予算を必要としているのか理解できない。舞鶴市長については、同和対策の終結宣言を議会の中でやられたと聞いている。したがって、ここはより一層開かれた施設として一般利用が促進されるように主張する。

また、先ほど事務局から説明があったが、法期限が終了したのは平成14年で、今年で7年が経過する。この7年間で啓発活動をするという国の方針が示された。よって、国の予算の裏付けや府の予算の裏付けについては、かなり縮小されていると理解している。ということは、本市の事業をやるということは市の予算をプラスにしない限り推進できないわけである。今年の4月、市議会のなかで、長期にわたる市の予算について経過なりを説明があった。それを聞いていると極めて厳しい財政状況である。そういったことで、縮減されて当然であり、一般の施設として公平に利用が図られるべきである。

【委員】開かれた施設については、当然であると思う。法期限後、現在も部落差部がある。

市長も差別がある限り施策を継続するといっている。私は地域に住んでいて、部落差別が現在もおこっている【事例報告】。私の子どもについても結婚する時に相手に部落であるということと言わないといけない状況がある。最初に差別は少なくなってきたと言っていたが、未だに残されていることが現実にある。事実を知っていただきたい。部落差別は目に見えない。生まれた所で差別をされる。皆さんに知っていただきたい。受け止めて、このあり方について議論をお願いしたい。ただ開かれた施設にするだけでなく、啓発をしながら開かれた施設運営をお願いしたい。

【委員長】それでは、5つの課題に分けていただいたが、今日は、1から3について十分意見を出していただいて次の段階に行くという形で進めていきたいと思いますがどうですか

【委員】今日の意見共通事項について、例えば1、2というのは、矛盾する中身がある。根本的には大事であるが、何を手がかりにするか、事実として本当に差別があるのかどうか、この場での議論は深まらないと思う。

質問であるが、人権ふれあいセンター条例があるが、意見の共通事項を私なりに噛み砕いてみてこんな風に整理できないかと思う。第3条に、センターはその目的を達成するため次の事業を行うとある。一つ目は、社会調査研究事業について何をされているのか、つまり歴史的格差があるのか以前と比べて変わったのか、二つ目は相談事業について掘会館は昨年度よりは減っているが相談事業の実態はどうか、3つ目は、地域福祉事業で、前回活発に議論されたが、全体として高齢で困っているとかある、これについて分けて議論する必要がある。条例の4番5番については本来は差別をなくすことを目的とするならば、地域外の人との交流が趣旨と考えてどうなのか

【事務局】1点目の社会調査研究事業は、同和地区の実態調査については法に基づき行い、平成5年に実施している。また、福知山市独自に法期限前の平成13年に悉皆調査、同和地区の世帯全員に対して行った。併せて平成17年に隣保館社会調査として、京都府下一斉に隣保館の周辺の方を対象に抽出調査を行った。17年度調査については、混住化が進み同和地区住民の実態について素直に表わせるものではない。

その13年度、17年度の調査結果で、公表はしていないが、概ね子どもたちの一人ひとりの姿を見ると大学に行って勉強ができる子もいれば、中卒する子もいる。それは地区外も一緒である。課題がある子が同和地区の中にある。それは地区外もいる。教育の課題としてある。それは保護者からの連鎖としてある。保護者もそうであって子どももそうである。いわゆる部落差別の連鎖としてある。このままいけば、また連鎖する課題がある。

高齢化の課題については周辺も多くあるが、急速な高齢化がある。平成17年度の国勢調査では、17.8%となっており、同和地区13年度調査では、既に25.2%となっている。4年の差があるにも関わらず逆転している。同和地区内の高齢率が高いことがうか

がえる。

住宅は、劣悪な環境から何とかしていかなければならないと市営住宅をつくっている関係で、公営借家の居住比率が高い。12年度の国勢調査では、持ち家が62%、民間借家に比率が24%、公営借家が6.3%となっている。同和地区13年度調査では、持ち家率65.1%、公営借家が25.4%、民間が1.2%で、公営と民間が逆転していることがわかる。

就労の実態については、仕事をしている人として、ほぼ国勢調査と同じく57.6%一緒であるが、仕事の内容が異なり、公務員・その他と建設業が国勢調査よりも高い。国勢調査では「製造業」がトップで20.5%、「公務・その他」が18.3%、同和地区調査では「公務・その他」が25.5%、「サービス業」14.5%、「製造業」が13.9%となっている。建設業については厳しい状況にある。

こういったことから格差は未だある。

次に相談事業の内容は、健康が多い、これは健康相談事業として検診車を人権ふれあいセンターにもって来ているので人数としては多い。中には個別に相談を受ける場合がある。就労相談については、ハローワークに行ったらいいのではないかという意見があるが、実は就労相談の中に教育相談もあり複雑になっている。お金のことも絡んでいくので借金とか、教育費どうしたらいいのかとか生活相談的なものがあるので、そういう総合的な相談を行っている。

文化事業については、二通りある。地区住民のみの文化事業と交流文化事業とある。地区住民のみの文化事業は事業を通して差別を見てそこから乗り越えていこうと、単に編み物教室をするのではなく、そのつながりをもって差別を見抜いて解決していこうとしているものである。これには、識字学級などがある。また、交流事業については、当時の同和地区の人たちの思いとして、隣の村がこんな生活をしているからそこに合わせて行き、同じことをすることで差別されないという思いの交流事業が展開されたこともあったが、お互いに差別がいけないんだという上に立って交流を行っている。差別のことも話しながら、また会館で行っている人権講演会や、文化祭にも参加していただきながら啓発も含めて文化交流事業をおこなっている。中には地区の人もいない文化事業もある。

【館長】 事業の説明（健康相談・ディサービス事業）

【委員長】 調査・状況について話しがあったが何かご意見はありますか

【委員】 ほとんど差というのはないと理解している。目的が達成している。

【委員長】 委員から差別の実態について話があったが、例え1件としても命にかかわるものであるから数だけではいけない面がある。

【事務局】 人権侵害の経験が平成13年度調査で49.4%人権侵害を受けたと結果がある。平成5年に実施した同和地区実態調査と比較して10%増えている状況がある。

あと人権侵害を受けて5年以内というのが23.5%になる。その内容は結婚が4人に

1人、日常生活は5人に1人、25.8%が結婚で差別を受けたことになっている。日常では22.7%、仕事での付き合いで21.2%、学校生活で11.6%、で差別を受けたとなっている。その対応として我慢をした44.4%状況である。一方、平成18年度に実施した市全体の意識調査では、市民6,000人を対象に抽出しておるもので、同じく差別的な人権侵害を受けましたかという問いに対して26.8%受けている結果がでていいる。部落差別、様々な差別があることを整理していただきたい。意識調査の中でここ2・3年ぐらゐの間に同和地区の人に対しての差別を日頃暮らしの中で聞いたことがあるかの質問に、あると答えた方が14.6%、これを多く見るのか少なく見るのかが課題ですが、市としては、まだ14.6%もあるのかという見方をしている。この意識調査は2006年平成18年度、3年前の調査である。

【委員長】今日、前回の分科会で委員から提起した他市との比較を事務局から聞いたが、かなり差がある。課題提起のなかにも体制についてふれられ、前回までの分科会まとめも一定の課題を提起していただいた。

話は変わるが課長級が館長として配置されているが、もっと市民の中にボランティアとして仕事をやらしてもらえる人があるのではないかという気がする。それでかなり人件費が圧縮されるのではないか、もちろん行政の判断ではあるが、経費削減というか、財政厳しい状況であるなか市民に人材はたくさんあるので活用していったらどうか

【委員】近隣の市町村の職員体制が少ない状況はある。福知山市として法期限後、人権推進室として人権ふれあいセンター、児童館、教育集会所など条例に基づいた事業を現在の職員体制で行ってきたと思っている。ただ法があった時についても地域だけに対して行ってきたものではない。

実態に即した隣保館であり、その解決に向けた取り組みを行う隣保館であると思う。地域の実態を把握して見えてきた課題の克服に向けて、職員は仕事をしていかななくてはならないし、なぜ要求がおこってくるのか、やはりその背景を、基本的な要求を本質にとらまえて、職員が動かなくてはならない。目的というものがあるからこれだけの職員体制が必要である。予算的な面を見て補助金もあるが課題解決に向けて必要なのであると思う。ここでは今後のあり方について考えていくものである。相談事業の検診については、国民健康保険の方しか受けられないようになったから減ったものである。教育相談についても、教育は3代とって、親・子・孫が教育を受けられなかったというところで、親が子どもに教えられなかったという教育実態もあるから相談事業も増えている。

【委員】今の考え方については、法があった時の考え方である。法期限後の考え方は、人権啓発については、同和問題だけが取り上げられるものではない。したがって広い意味での人権問題について施設がどう利用されるものかという中身である。以前からのものを継続していこうという考え方である。そういうことは無理である。例えば、高

齢者の福祉事業についても正職員がプランを立て、人を募り行っている。私たちのところではそういう形ではやっていないわけである。皆さん地域に住んでいるものが助け合っている。同和地区のなかにボランティアをつくって対応するなりしていかなくてはならないのではないかと、継続していくのは無理である。

【委員】社会調査研究事業の結果を踏まえて、必要ではないかと言っているものである。地区だけの限定をしようと言っているのではない。

【委員】私たちの地区にはこのような施設はない。

【委員】あくまでも調査結果について話しているものである。

【委員】議論がかみ合うかどうかかわからないが、人権の問題というのは、竹田の子守唄というのがあり調べていたら、部落差別があって今も女性たちが語り継ぐと頑張っておられる。いずれにしても人権の問題、差別の問題がまだなくなっていない。

差別や人権侵害がここ10年・20年の間に変わってきている。違う面の取り組みが必要ではないかと思う。青年層の引きこもりの問題や障害児の受け入れ先の問題でくりのみ園に行きたいが週に1回しか行けないとか問題がある。本当は毎日行きたいと思っていて困っている。サラ金で追われている。DVで困っている方のシェルターの機能が必要である。人権ふれあいセンターで取り組まれるのか、もし議論できるのであれば、そういう人権の問題で困っている人たちをより助けられるような機能をどう強められるのか、どうしていくのか大事ではないかと思う。

資料を見ていて、綾部市において児童館は福祉部が所管していたり教育委員会が所管していたりかわってきている。例えば実態とかわからないが、福知山市には身体障害者センターとか障害者が通う自立活動支援センターがない。そういったものに専門特化して、全部がなくなるのではなく一つの機能を集約したもので専門的なところをつくって、同和事業がなくなったとしても国の事業で障害者の補助金がある。そういうふうに切り替えることができるのかどうか、国からの補助政策があるので、職員も配置し運転もできる。一般施策の中で置き換えて今後も人権ふれあいセンターの議論のなかで考えていけるのかどうか。歴史的経過があってできないのか、切り替えができるのかどうか知りたい。とくに青年層の引きこもりがあって社会進出ができない人権ふれあいセンターの人に助けてもらいたいと思っても高齢者のひとが多く利用しているためできなかつたり、地域の公民館も高齢者の利用が多い。若い人が利用できるメニューがない。ということはそういった人たちを助けたくても助けられない。そのあたりのこと福知山市として発展的にして行えば人権侵害というものがなくなるという方向がある。あるいは人権ふれあいセンターの中でやっているものの中で差別をなくす取り組みというのは、例えばディサービスセンターとか公民館で行っている事業の中に組み込むことが質的变化していくことができる。

【室長】人権問題を大きくとらえる意味でいいと思っている。委員のように専門的なところはないが、ただノウハウはもっていると思っている。

【委員】たくさんある施設を置き換えることは、例えばディサービスセンターとか就労支援事業だとかいろんなメニューがあるが、そういうものに置き換えることで一般施策に切り替えることなのかなと思う。しかし歴史的経過があるので難しいと思う。現在の利用状況をいきなり変えるのは難しいと思うが、整理統廃合等においてそこを議論しないと。これまでのことから新しいものに変えるのはできない。

【委員長】私が先ほど職員の問題を言ったが、つまり人権推進室から課長が出ているからその範囲でしか物事が考えられない。もう少し柔軟な例えば同じような会館がNPOに委託しているところがあれば、将来の方向性としてはNPOとか地域に譲っていった柔軟な活用展開ができないか、先ほどのこともNPOであればできるかもわからないし、何れにしても市としての大きな方向転換である。むしろ他の形に変えることで活用展開ができないか思ったわけである。例えば課長一人の人件費で嘱託職員を増やせ、また、相談事業を充実させるために専門職員の配置もできるわけである。

【室長】法期限後に下六会館長として勤務しておりましたが、法が切れたからといって差別がすっとなくなるわけではない。いろんな場面にあった就労・教育の問題で、差別がなくなったとは思っていない。課長級を配置していることは地元でのことをしっかり判断をして解決に向けて動けるように配置している。今後の方向としては検討する余地があるが、いまのところ同和問題は解決していない。

【委員】例えば、ディサービス事業については隣保館事業と同じような予算があれば活用する。またDVのシェルターについては、知られたところでは難しく、その前の受け皿として話ができる人権推進室については、あらゆる人権問題について対応しているが、シェルターまではない。部落問題だけをやっている施設ではないので、先ほど話されたものであるのであれば取り組んでいただきたいと思います。

【委員】利用状況から見ると、堀会館については利用人数が多いが、下六人部会館についてはその半分の利用である。職員数は変わらないが、費用対効果を考えると一般的にどうか、下六人部会館で人件費等についてわかるのであれば聞きたい。

【委員】講演会というのはどこでもやっているが、人権推進室の講師謝礼については高額になっている。広く人権問題をテーマにしないと参加者がいない。地区だけに固まった講演会になっている。全体に呼びかけするなどできないか。また講師についても年に3回同じ人から聞くといったこともある。もっと調整されるべき。

【事務局】前回人件費等数字を申し上げたが、若干違いがあり次回提示する。下六人部会館は施設管理費、人件費、事業費全部合わせますと 2,456 万円になります。堀会館は 2,456 万 2 千円、ほぼ同額である。

また、講演会の関係であるが、その課題はおっしゃるとおりである。公民館で行っているものと人権推進室で行っている講演会において同じ講師が 1 年交代でやってくると結局 3 年目になると同じ講師が来るようになる。市民から見ると同じ地域に住みながらあちこちで同じ講演会が行われている。人権推進室と生涯学習課と整理する必

要がある。現在、重複しないように整理を行っている。人権ふれあいセンターの講演会は同和問題だけでなく他の問題についても行っており、計画的にたくさんの人権問題があるので順おって行っている。

【委員】六人部にはコミセンがあるが、そこには嘱託職員がいる。年間の人件費が 844 万円である。費用対効果として考えるならば今後考えていく必要がある。

【委員長】前回いただいた資料 4 について、会館の利用状況については差がないと思う。中身がおちることはない、むしろ工夫することで活性化する余地があると思う。柔軟な判断をお願いしたい。

また、障害者自立活動センター等新しい事業展開の話があったが、その方向で話を進めたいがどうか。また、いろんな悩みを持った方が来られるが、相談者から見れば、館長であるとか嘱託職員であるとかは関係なく会館の職員として対応していかないといけないが、職員の資質の向上について研修会などスキルアップを図る機会はあるかどうか。

【館長】本年度、現在までに 3 回職員研修を行っている。

【委員】運営委員会が機能しているのか

【委員】前回下六人部会館であったが、運営委員会が広がったと聞いたが、下六人部公民館の範囲である。せめて六人部の範囲に広げ、利用を促進していけばいいと思う。運営委員会そのものが狭いのではないか

【館長】活動のまとめの 6 ページになるが、堀会館と堀児童館の運営委員会となっている。年間 3 回と事業があるときに開催している。

【館長】あくまでも運営に対しての委員会であり、広げることに調整が困難である。下六人部に限定して行っている事業ばかりではない。全市に呼びかけしている事業もある。

【事務局】運営委員会については、他市町では運営審議会を設けているところもある。運営審議会というものは、市全体で隣保館のありようなどを審議するもの。私どもは運営に限った協議会ということで、市民を巻き込んでともに人権社会をつくろうということで、隣保館をどう活用し、そして事業協力等お世話になっている。ありがたについて今後どうあるべきかという審議会制度は、福知山市の場合は採用していない。

運営委員会では、例年の事業についてこう変えたらいいなど意見を言っている。そもそも設置した時に大激論し、ここに会館をつくるべきかどうか、ここに建てることによって差別を受けるのではないかという地区内の議論があり、結果的に差別をなくそうとして建ててきた経過があります。その事業取り組みについても、こうしようとか、法期限後どうあるべきかの議論も運営委員にもお世話になって開かれた学区住民を巻き込んでやっていくことを議論してきた経過がある。

【委員】値段が安い、高いということよりも同じ 10 万円であつたら有意義に使うようにやっていく。例えば、講師で、この人よりこの人がいいとか、大江町の方にお世話になるとか、そこらへんで運営委員会が機能しているのか聞いてみた訳である。

【委員】いろいろな思いがあるが、一般化して行こうというのが大きな流れとしてあるので進めるべきだと思う。その中身を考える教育・啓発の機能と施策の機能がごっちゃになっているのではないか、このあたりを整理する必要があるのではないか、もちろん絡んでいるが、そのあたりをすっきりすれば何をすべきか見えてくると思う。

差別とか人権侵害とかに対する目が開いてきたことと、それを解決してきたことが一定進んできたことは事実である。しかし法が終わったからといって明日から世の中が変わるものではない。ひとの気持ちもそんなに変わるものではない。何年もかかる。これまでの取り組みによって少しずつ差別が消えていっていることをお互いに確認する必要がある。

一般化していく手法の問題であるが、資料をみていて、地域福祉計画のなかに使えるものとしてアクションプランというものがあるが、福祉の問題も人権問題と関係がある。中身が充実すると思う一般化と一緒にしていくことを考え、成果と課題を明らかにしながら先を見ていく必要がある

【委員長】我々はいろいろ言っているが、内部の中で改革や意見を集約し、検討していくことが大事ではないか。私も3年前に社協の会長になった時、職員の中で改革を行った。職員から役員に提案があり、それを基に事業計画の中に繁栄をさせた。外から社協が変わったと評価を受けている。実際に中にいる人がいろいろな不便さが分かっているはずである。

【委員】地域福祉計画のアクションプランを地域で取り組まれば変わっていく

【委員】本来は地域公民館で取り組まれるものであると思う。充実盛んになれば地域福祉ができる。

【委員長】何が課題かとか、モデル的なものになっている。これを全市的にあげてもらってもいいのではないか

【委員】大事なのは、中で考えて、いろいろなしならみがあるからできないかもしれないが挑戦してもらいたい

【委員】開かれた施設として議論をしてきたが、あと1回でまとめができるのか、伸ばすとかできないか、危惧する。

【委員長】今日もそれぞれから意見をいただいた。あくまでも市長が判断するものである。行政のトップがどうすべきか、それで変わるものである。

【室長】あと1回かどうかについては、委員で決めていただけたらいいと思う。

【委員長】できるだけ意見をまとめていただいて、やればできるのではないかと思います。

【委員】終わってからいろいろ意見が出てくるものである。

【事務局】次回、第3回の案内

以上